

# 多段階選抜方式の導入推進

平成23年12月  
内閣府

# 取組

## 目標

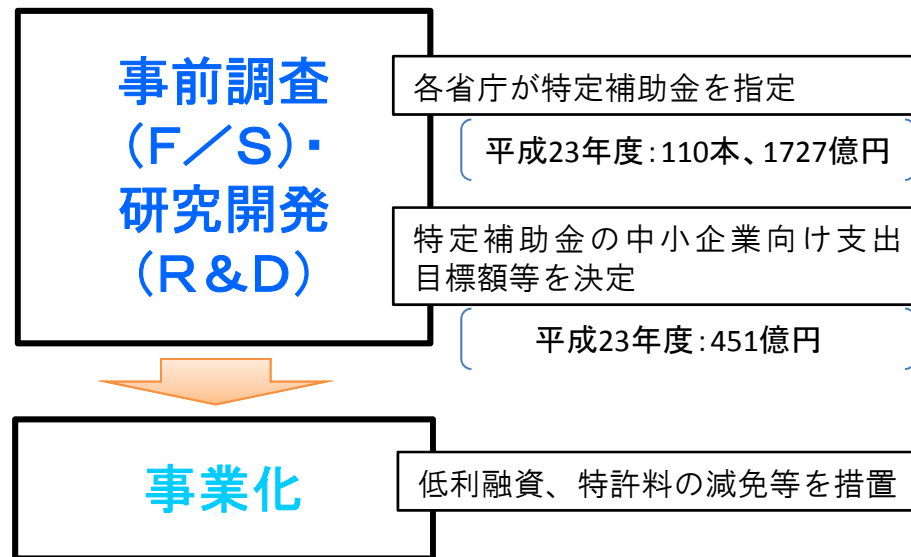
- ・既に先導的に実施されている参考事例を踏まえつつ、S B I Rにおける多段階選抜方式の更なる導入について検討（平成23年度）
- ・各府省の研究開発予算のうち、一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標の設定について検討（平成24年度）

## 進捗

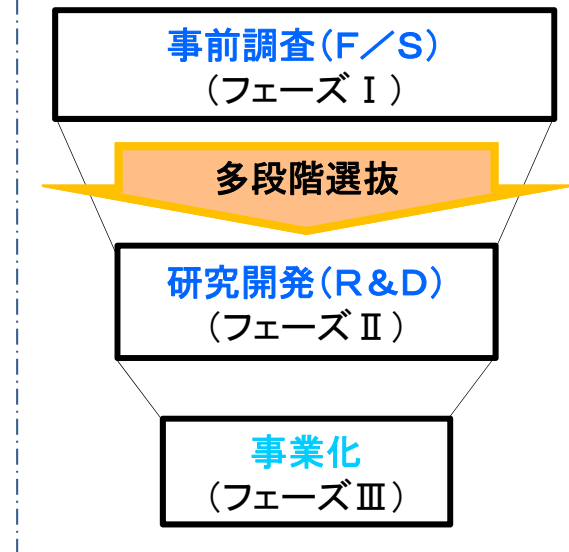
- ・第4期科学技術基本計画（平成23年8月19日閣議決定）  
「国は、先端的な科学技術の成果を事業化につなげるための仕組みとして、「中小企業技術革新制度」(SBIR (Small Business Innovation Research))における多段階選抜方式の導入を推進する。このため、各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について、多段階選抜方式の導入目標を設定することを検討する。」
- ・中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針（平成23年6月28日閣議決定）  
「各府省の研究開発予算のうち一定割合又は一定額について多段階選抜方式の導入目標の設定の検討に向けて、国は、同方式の導入目標を設定するためのガイドラインの策定を開始する。」
- ・各府省における多段階選抜方式導入促進を目的として新事業を予算要求（中企庁）  
「中小企業技術革新挑戦支援事業」

# 多段階選抜方式の概要

## 多段階選抜方式の概要



## 「多段階選抜方式」の概要



## 多段階選抜方式の定義（案）

※SBIR各省連絡会において検討中

多段階選抜方式とは、国等が所管する、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)第2条第8項に規定する新技術補助金等において複数の段階を設け、最初の段階で研究開発又は事業化の実現可能性についての調査・検討(F/S)等を実施し、段階を移行する際に事業者の選抜を行うことを前提として審査を行う方式をいう。

※本定義に合致するか否かの判断は、内閣府のアドバイスを受けながら、所管省庁がその説明責任の下で判断する。

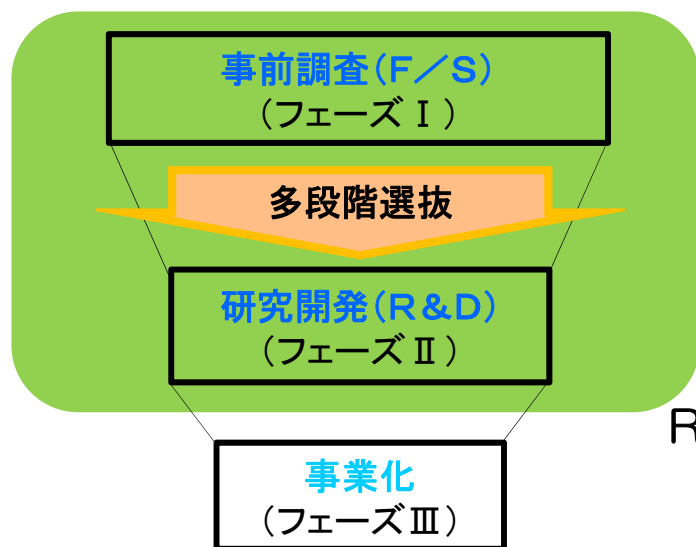
## 多段階選抜方式のメリット・デメリット

	メリット	デメリット
事業実施側 (各省等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● F/Sの段階から支援することで、埋もれた技術やアイデアを有する中小企業の発掘に有効</li> <li>● 多様なアイデアの中から選抜を行うことで、従来技術の深化にとどまらない新たなビジネスモデルの可能性が高まる</li> <li>● 選抜により有望な案件への資金投下が可能</li> <li>● 成功率の向上が期待できる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務経費、中間検査、成果報告書指導など労力が増加</li> <li>● 審査委員選定が難しい（特に事業化の目利き可能な委員）</li> <li>● 技術課題が複数分野に亘るほどマンパワーが必要</li> <li>● 研究開発期間が事実上短縮</li> </ul>
事業受託側 (事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● R&amp;D前にF/Sがあることで、参加し易い</li> <li>● 自社の技術・技術シーズの可能性を検証する上で有効</li> <li>● R&amp;D移行時の審査により、事業継続の緊張感を維持</li> <li>● R&amp;D移行時に、外部審査委員の意見を取入れ、計画修正可能</li> <li>● より実用化に近いR&amp;D計画を作成可能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 審査増による提出書類等の作成が負担</li> <li>● R&amp;D移行時の審査資料作成等に時間を要し、実質的 事業期間が短縮</li> <li>● R&amp;D遂行の技術力と提案力を有する企業には、F Sの 時間が無駄</li> <li>● R&amp;D移行不可時のダメージが小規模・零細企業には大 きい</li> </ul>

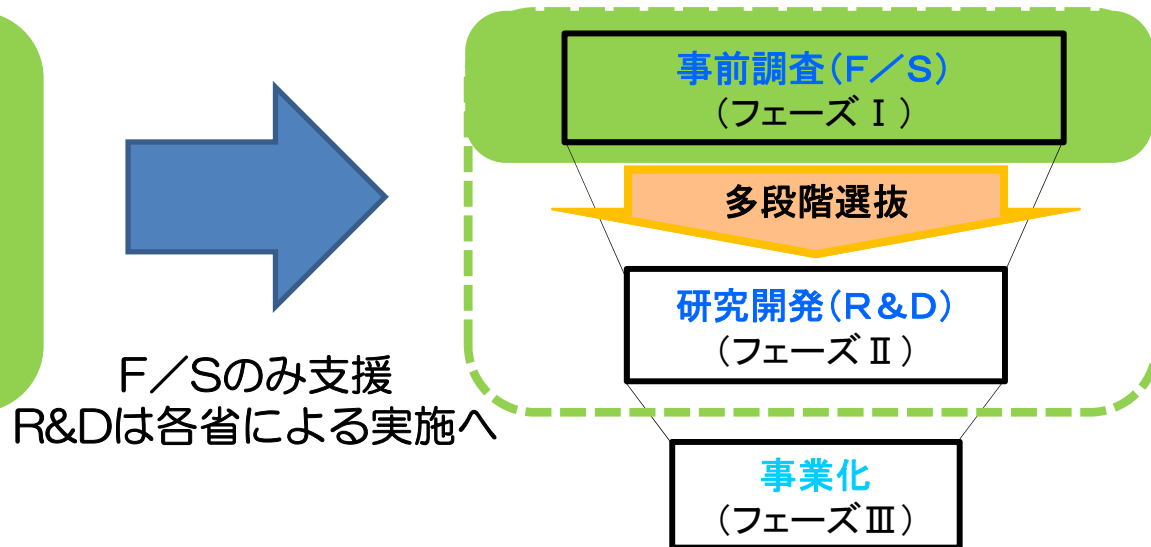
## 多段階選抜方式の導入にむけた支援策の進化

- 平成20年度から、多段階選抜方式を導入した5年間のF/S・R&D一体の先導モデル事業として、「SBIR 段階的競争選抜技術革新支援事業」を実施。各省庁から募集したテーマに対して、NEDOがF/SからR&Dまで一貫してマネジメント。
  - 平成22年度までに4省8事業、平成23年度から新たに1事業が同方式を導入する等、普及に一定の成果あり(平成24年度で事業終了)。
- 更なる多段階選抜方式の普及に向け、今年度、特定補助金(平成23年度は110事業)への導入ガイドラインを策定開始。
- また、各省庁がF/Sを導入した場合にどのようになるかを体験し、導入ガイドライン策定等を進められるよう、横割り官庁として中小企業庁がF/Sのみの「中小企業技術革新挑戦支援事業」を実施。事業者は本事業によりF/Sを実施した後、各省庁の実施するR&Dに応募することを想定。

SBIR段階的競争選抜技術革新支援事業 (平成24年度で終了)



中小企業技術革新挑戦支援事業 (新規要求)



# 中小企業技術革新挑戦支援事業(平成24年度新規予算要求中)

## 事業の内容

### 事業の概要・目的

- 中小企業者が国の研究開発により多く参加し、埋もれていたかもしれない技術を活用するための仕組みとして、探索研究・実証実験(F/S)の段階から支援を行い研究開発(R&D)につなげる多段階選抜方式が有効であり、新成長戦略の工程表や第4期科学技術基本計画においても、導入推進が記載されており、各省庁に同方式の一層の普及を図ることが重要です。
- 平成20年度より同方式の有効性を示す先導事業として、各省庁からテーマを募集し、F/S、R&Dを一体的に支援するSBIR段階的競争選抜技術革新支援事業を実施しました。その結果、同方式を導入する事業が増加し、中小企業が参加しやすくなり、成果の実用化が図りやすくなる等、普及に一定の成果が確認されました。  
(同事業は平成24年度終了予定)
- 本事業は、同方式の更なる普及を目指し、各省庁のR&DにつながるF/Sのみの試験的な導入を支援します(委託)。
- F/Sを終了した中小企業者は、その成果を元にしてSBIR制度における各省庁の特定補助金等に応募し、採択後、当該技術開発課題に対応したR&Dを実施します。

### 条件(対象者、対象行為、補助率等)

#### 【対象者】

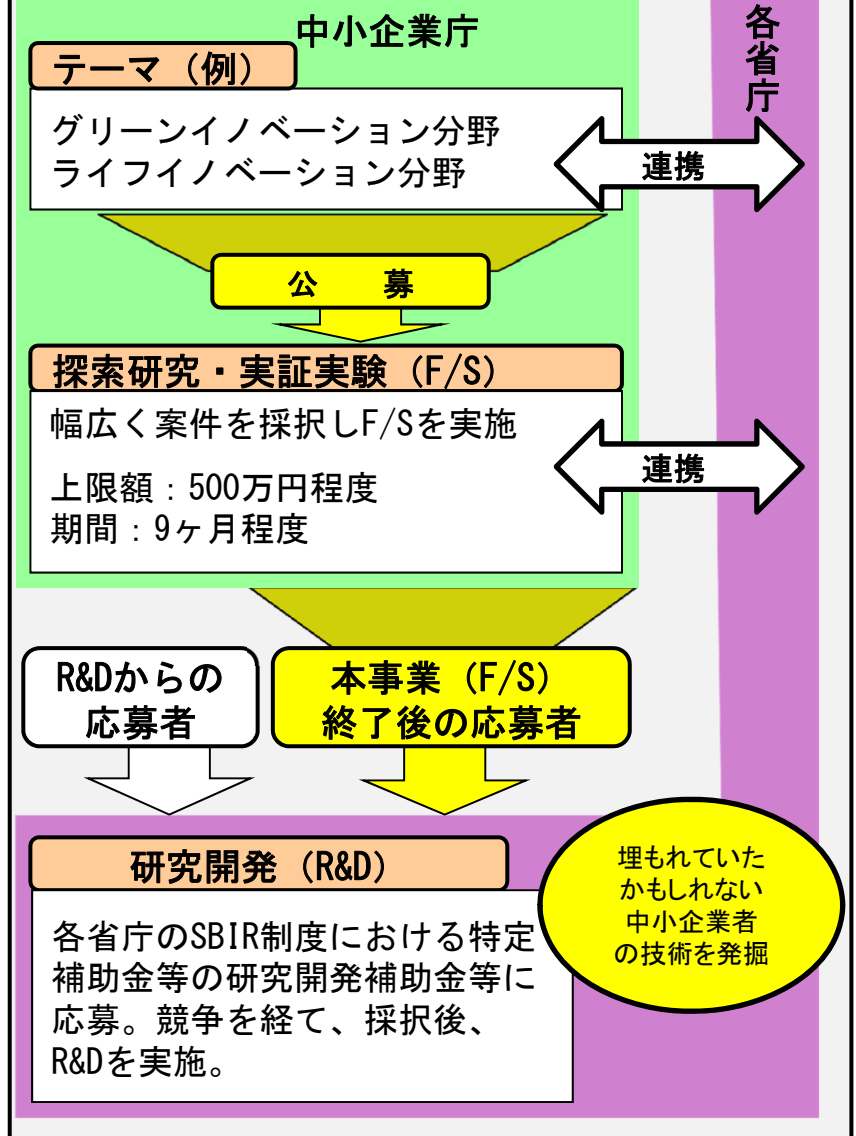
高度な技術シーズを有し、F/S後にSBIR制度における各省庁の特定補助金等に応募する中小企業者

国

委託

中小企業

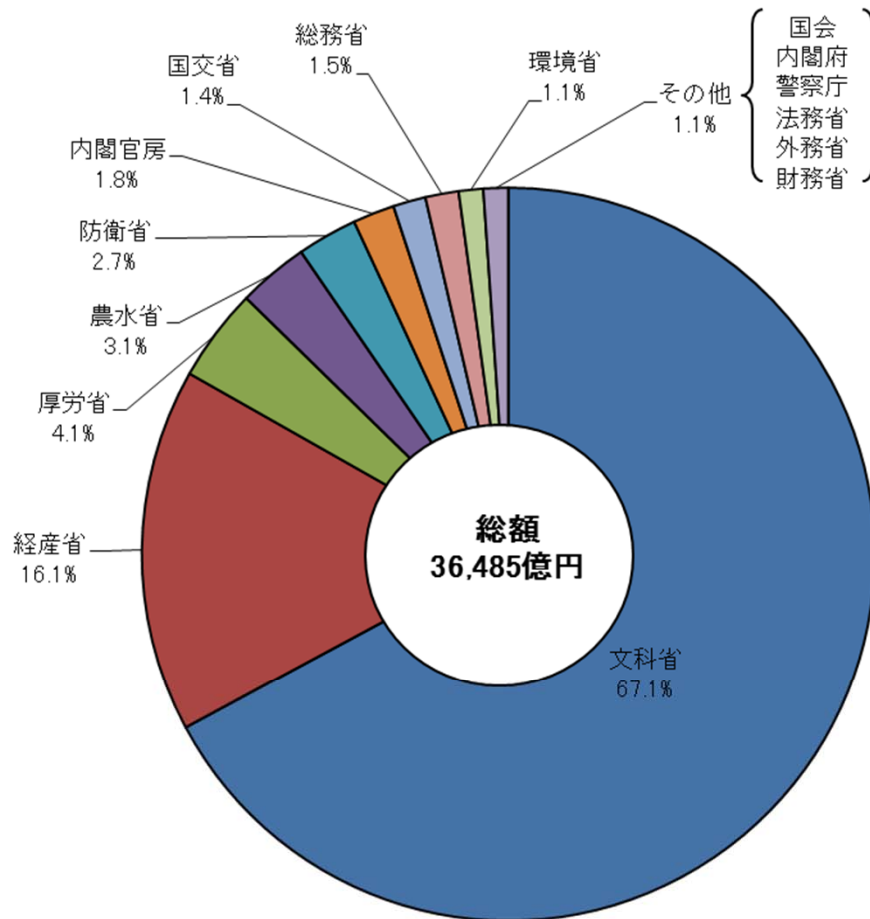
## 事業イメージ



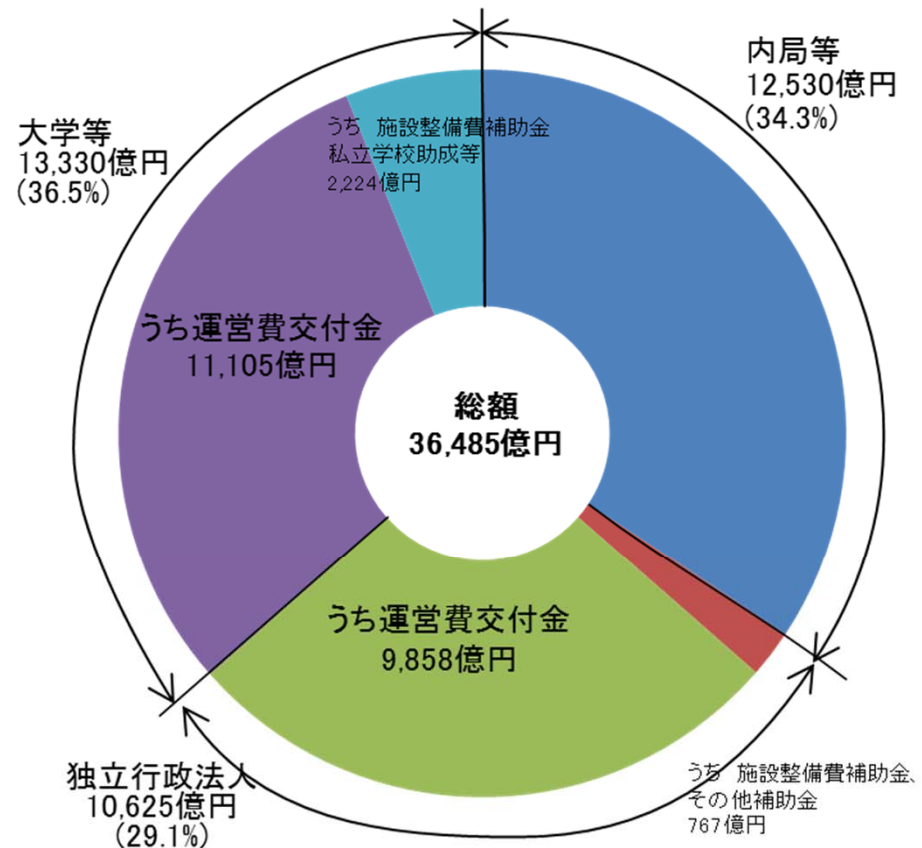
# 各省の研究開発予算(科学技術関係予算)

## 平成23年度科学技術関係予算案の構成

【府省庁別割合】



【機関別割合】



平成23年1月13日内閣府公表